

「(仮称) 東根山の日」条例の制定に係る意見公募結果

1 パブリックコメントの実施状況

- (1) 実施期間 令和5年7月11日(火)～8月4日(金)まで
- (2) 周知方法 町ホームページ、行政区長発送班回覧
- (3) 閲覧場所 町ホームページ、役場企画課及び商工観光課、各地区公民館、紫波町図書館、ラ・フランス温泉館、東根山登山口
- (4) 意見提出 4名から4件の意見等をいただきました。

パブリックコメント 「(仮称) 東根山の日」 条例の制定について

(令和5年7月11日～8月4日)

提出意見に対する町の考え方

(内容の要旨を記載しております)

意見 1

意見	町の方針・考え方
東根山の日制定に賛同します。 しかし、町民に豊かな恵みをもたらしているのは東根山だけではなく、町内の山や森林を適切に維持管理しなければ森林は荒れ、鳥獣被害はますます深刻化します。 東根山だけに限定せず、東根山をシンボルとしながら、町内の山や森林に関心を持ってもらう日にする方が良いのではないかと思います。	町の森林に対する考え方につきましては、紫波町循環型まちづくり条例第3条第4号の中で「森林は、二酸化炭素の吸収や酸素の供給、水や土を蓄えるなど多くの機能を持っていることから、その育成や保全に努めていきます。」と定めていることから、本条例（案）については東根山を念頭に置いた理念を定めることを想定しております。 しかし、実際の事業実施の段階におきましては、東根山をシンボルとしながら町の森林や循環型まちづくりに対する理解が促進されるような企画立案を行っていきます。

意見 2

意見	町の方針・考え方
東根山の標高にちなみ、9月28日を「東根山の日」に条例制定することは、町内外に東根山の認知度を高める意味で意義深いことだと思います。 それに関連し、東根山でのイベント実施を希望します。地域や関係団体を巻き込んだ登山や、小中学生を対象としたふるさと学習・体験学習としての登山、または麓周回のトレッキングなどを検討していただきたいです。	本条例（案）第3条の中で「町は、東根山の日趣旨にのっとり、東根山を後世に引き継ぐための町民運動の促進に努めるものとする。」と定めていることから、東根山を愛する多くの方々とともに町内外にその価値を広める事業の企画立案を行っていきます。

意見 3

意見	町の方針・考え方
東根山の山頂周辺は木々が生い茂り、下界の景色を望むことができず残念でなりません。 紫波町全体を928mの上から両手を広げて見守ってくれているような東根山は宝です。山頂の整備と、木々を元気に健康に保っていただくことを願います。	本条例（案）の制定に合わせ、東根山見晴展望台からの眺望を向上させるため頂上付近の立木伐採を行う予定です。 引き続き、安全な登山道の整備と豊かな森林の保全を進めていきます。

意見 4

意見	町の方針・考え方
「東根山」の平仮名での表記方法の検討をお願いします。	東根山の平仮名表記につきましては、文献や機関ごとに様々な表記方法が混在していることから、1つに限定することは難しいと考えますが、本条例（案）では、国土地理院の漢字表記に基づき「東根山」としております。